

浜の活力再生プラン
(第2期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	宮城県北部地区地域水産業再生委員会（わかめ・こんぶ等養殖 1104008）
代表者名	会長 高橋 一郎

再生委員会の構成員	気仙沼市、南三陸町、宮城県水産業経営支援協議会、気仙沼漁業協同組合、宮城県漁業協同組合
オブザーバー	宮城県

※別添再生委員会規約及び推進体制図参照

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	・宮城県北部地域（気仙沼市、南三陸町）
	・わかめ・こんぶ養殖業、ほや養殖業、ほたて養殖業他 計 3,311 名
	【わかめ・こんぶ養殖業者】 宮城県漁業協同組合管内；唐桑 27 名、気仙沼地区 94 名、大谷・本吉 23 名、歌津 223 名、志津川 130 名、 計 497 名
	【ほや養殖業者】 宮城県漁業協同組合管内；唐桑 17 名、気仙沼地区 12 名、大谷・本吉 7 名、歌津 67 名、志津川 107 名、 計 210 名
	【ほたて養殖業者】 宮城県漁業協同組合管内；唐桑 29 名、気仙沼地区 48 名、歌津 32 名、大谷・本吉 7 名、志津川 59 名、 計 175 名
【磯根資源採捕漁業者】 宮城県漁業協同組合管内；2,429 名	

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

本プランで対象とする宮城県北部地区は、気仙沼市及び南三陸町の沿岸域に位置する。本プランでは、わかめ、ほや、ほたて、こんぶの養殖業及びあわび、うに、あさり等の磯根資源の採捕漁業を対象とする。

当地区では南三陸海岸でリアス式海岸の特徴を活かし、外洋系の養殖、内湾系の養殖及び磯根資源の生産が営まれ、自然の地形に恵まれた漁場を活かした県内でも有数の最適漁場である。

又、外洋海域は親潮と黒潮がぶつかり合う好漁場でもあり、多種多様な漁船漁業及びかき・ギンザケなど多岐にわたる養殖業も盛んに営まれており、古くから漁業・養殖業を基幹産業の一つとして栄えてきた地域であると共に、全国でも有数の生産地でもある。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により失われた地区内の漁港や関連施設、漁船、漁具等は、国・県・市町等の各種支援事業を活用し概ね復旧が完了したが、一方で養殖、採介藻漁業へ復帰した漁業者数は、当地域においては震災前の約 80% に留まり、生産量については震災前と比較すると、各魚種ともに減少傾向のままだっている。

養殖環境については、震災により変化し、貝毒原因プランクトンの発生状況やほたてがい等の二枚貝の毒化状況が震災以前と異なる傾向を示すことや、養殖物の原因不明の死滅、磯焼け発生地域の拡大による資源の減少等が問題となっている。

関連施設等については、老朽化が進んでいることにより、今後の漁業経営に不安を抱えている漁業者も多数いることから、修繕もしくは更新に対する支援充実が望まれる。

販売面では、未だ東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染水問題による風評被害、震災前の本県養殖物、特にほやの輸出先であった韓国の輸入規制問題等、漁業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、県などの関係機関とも連携し、県産品の「安全・安心」の P R や販売促進に取り組んでいる。

(2) その他の関連する現状等

震災により土地や住宅などの生産基盤を失い浜を離れ、結果として漁業再開を断念した漁業者が多数いること、厳しい経営状況や労働環境によって後継者が育たず高齢化が深刻化していること等により、漁業・漁村の活力が失われつつある。漁業再開者の為の対策や後継者の確保・育成を図り、漁村地域の活性化を図る必要がある。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

わかめ・こんぶ、ほや、ほたての養殖業の生産性の向上及び経営の安定化を図るために、「強い経営体の育成」として、協同組織や協業化の利点を活かし人力及び知識の集約を図った上で、

適正なる漁場利用計画の策定や疾病対策への取り組み、次世代を担う新規漁業就業者の確保の取り組み、漁業再開者の為の支援や環境づくり等が重要課題であり、第2期プランにおいてもこれらを継続して取り組む。

また、海況の変化により毎年収入に変動がある事から、経営安定化に寄与する共済制度の加入推進を積極的に行うと共に、「養殖生産物の安全確保」として貝毒などへの対応強化を図り、併せて放射性物質の検査も継続的に実施し、「食の安心・安全」を広く消費者等にPRする。

更に、宮城県産養殖生産物の質の高さをPRして知名度の向上を図ると共に、販路の回復・拡大に取り組む。併せて、所得向上のため生産技術の改善等を図り、コスト削減の取り組みを実施する。

あわび、うに、なまこ等の磯根資源については、わかめ・こんぶ等の養殖過程で規格外品を生息域に給餌して、磯焼け等に起因する餌不足による身痩せを防ぐとともに、藻場再生等の磯焼け防止の取り組みを実施する。

これらを踏まえ、以下を基本的な方針とした取り組みを引き続き実施する。

(1) 安定した生産基盤の確保

- ① 漁港施設の適正な維持管理等

(2) 強い経営体の育成

- ① 担い手不足、省作業化等への対応
- ② 持続可能な経営体の育成
- ③ 生産コストの低減化

(3) 良好な養殖生産物・磯根資源の確保

- ① 漁場の有効活用・適正利用
- ② 未侵入疾病への対応
- ③ 磯根資源の維持・確保

(4) 養殖水産物の安全確保

- ① 貝毒等の衛生対策及び検査体制の強化並びに放射能対策の実施による養殖生産物の食品としての安全意識の向上
- ② 県と連携した貝毒原因プランクトンの発生状況監視体制の強化
- ③ 生産物の毒化状況に応じた流通体制の強化

(5) 販路の回復、拡大

- ① 地域販売所の利用や「みやぎ水産の日」に合わせた販促イベント、地域イベント等を活用した知名度向上、需要拡大の推進
- ② 新たな流通形態、品目の多様化
- ③ 韓国輸出再開に向けた関係機関への積極的な働きかけ

(3) 生産努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

次の項目に取り組むことともしくは遵守することにより、生産努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

- ① 区画漁業権の管理及び行使に関し、必要な事項を定めた漁業権行使規則
- ② 養殖漁場の維持・改善のために養殖施設台数や適正養殖可能数量等を定めた漁場利用計画
- ③ 漁協部会等における年度ごとの漁期対策

(4) 具体的な取組内容

1年目（平成31年度）所得7.2%向上

以降、以下の取り組みについては、毎年、取組の進捗状況や成果を踏まえ、段階的に対象範囲を拡大するなど、必要に応じた見直しを行いつつ、関係者が一丸となって取り組む。

漁業収入向上	宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取
--------	-------------------------------------

のための取組	<p>り、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な養殖経営を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 担い手の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。 ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。 ② 収入の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 <p>(3) 良質な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漁場の有効活用・適正利用 <ul style="list-style-type: none"> わかめ・こんぶ、ほや、ほたての全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。 ② 生産技術の改善・改良 <ul style="list-style-type: none"> ホタテガイ養殖における小型の地先種苗活用など漁場環境の変化に対応した生産技術の改良・市場ニーズ等の分析を進め、養殖生産物の高品質化及び安定生産を図る。 ③ 未侵入疾病への対応 <ul style="list-style-type: none"> 漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・弊死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。 <p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 異物混入防止の徹底 <ul style="list-style-type: none"> わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。 ② 貝毒等の衛生対策、原因プランクトン発生状況の監視及び検査体制の強
--------	---

化

二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

また、貝毒プランクトンモニタリングの調査について、採取定点やサンプル数等について県の研究機関と協力しながら改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。

③ ほたて加工製品の販売力強化

第1期プラン実施期間中に改訂した「ホタテガイ取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安定的な出荷と安全性の担保された加工製品販売の両立を図り、ホタテ養殖業者の経営安定化に努める。

④ 放射性物質の検査

風評被害の払拭を進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(5) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭り、また地域イベントである南三陸町の「牡蠣・わかめ祭り」や産業祭りなどにおいて商品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。

さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。

② 輸出に向けた取り組み

全漁業者及び漁協は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水流出により発生している風評被害の影響で、一部の国においては禁輸措置が継続しており、その対応が課題となっている。とりわけ、ほやについては、震災前は韓国向けの輸出が過半を占めており、その販路の回復・拡大が急務であることから、宮城県等と連携し、県産品の「安全・安心」(流通している商品は全て安全性を確認したものであること)を、説明会・商談会等、あらゆる機会を通じてPRする。

また、韓国輸出再開に向けた関係機関への積極的な働きかけを継続して実施する。

(6) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み

全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。

① 稚貝放流

あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることか

	<p>ら、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、前期に引き続き漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を図る。</p> <p>② 磯焼けの防止</p> <p>漁業者は養殖わかめ・こんぶの生産過程で発生した規格外品（切れ端等）を万丈かごまたは筒状網に入れてあわび・うにの生息域の海底に投下（給餌）し、あわび・うにを人為的に肥育し資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。また、関係機関と連携して磯焼けした漁場においてウニ採捕による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、採捕するウニについては、畜養・肥育した後に販売することで有効活用する方法を検討する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.2%以上の漁業収入の向上を目指す</p>
--	--

漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取り組みにより、基準年より0.9%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
---------------	--

活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産多面的機能發揮対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）
-----------	---

2年目（平成32年度）所得8.1%向上

漁業収入向上のための取組	<p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取り、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な養殖経営を図る。</p> <p>① 担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少
--------------	--

	<p>の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。 <p>② 収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 <p>(3) 良質な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 漁場の有効活用・適正利用 わかめ・こんぶ、ほや、ほたての全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。 ② 生産技術の改善・改良 ホタテガイ養殖における小型の地先種苗活用など漁場環境の変化に対応した生産技術の改良・市場ニーズ等の分析を進め、養殖生産物の高品質化及び安定生産を図る。 ③ 未侵入疾病への対応 漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・弊死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。 <p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 異物混入防止の徹底 わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。 ② 貝毒等の衛生対策、原因プランクトン発生状況の監視及び検査体制の強化 二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。 また、貝毒プランクトンモニタリングの調査について、採取定点やサンプル数等について県の研究機関と協力しながら改めて検討し、必要に応じて試験的に新たな定点からのサンプル採取を試みデータの蓄積に努め、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう準備を始める。
--	---

③ ほたて加工製品の販売力強化

第1期プラン実施期間中に改訂した「ホタテガイ取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安定的な出荷と安全性の担保された加工製品販売の両立を図り、ホタテ養殖業者の経営安定化に努める。

④ 放射性物質の検査

風評被害の払拭を進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(5) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城けんき市実行委員会の主催するほや祭り、また地域イベントである南三陸町の「牡蠣・わかめ祭り」や産業祭りなどにおいて產品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。

さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。

② 輸出に向けた取り組み

全漁業者及び漁協は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水流出により発生している風評被害の影響で、一部の国においては禁輸措置が継続しており、その対応が課題となっている。とりわけ、ほやについては、震災前は韓国向けの輸出が過半を占めており、その販路の回復・拡大が急務であることから、宮城県等と連携し、県産品の「安全・安心」(流通している商品は全て安全性を確認したものであること)を、説明会・商談会等、あらゆる機会を通じてPRする。

また、韓国輸出再開に向けた関係機関への積極的な働きかけを継続して実施する。

(6) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み

全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。

① 稚貝放流

あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を継続して図る。

② 磯焼けの防止

漁業者は養殖わかめ・こんぶの生産過程で発生した規格外品(切れ端等)を万丈かごまたは筒状網に入れてあわび・うにの生息域の海底に投下(給餌)し、あわび・うにを人為的に肥育し資源量の増大及び天然藻場の磯焼

	<p>け防止に努める。また、関係機関と連携して磯焼けした漁場においてウニ採捕による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、採捕するウニについては畜養・肥育した後、身入り等の状況を確認し、試験的な販売を行うことを検討する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.4%以上の漁業収入の向上を目指す</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取り組みにより、基準年より0.9%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）

3年目（平成33年度）所得9%向上

漁業収入向上のための取組	<p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な養殖経営を図る。</p> <p>① 担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。 ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規
--------------	---

	<p>就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。</p> <p>② 収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。
	<p>(3) 良質な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。</p> <p>① 漁場の有効活用・適正利用</p> <p>わかめ・こんぶ、ほや、ほたての全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> <p>② 生産技術の改善・改良</p> <p>ホタテガイ養殖における小型の地先種苗活用など漁場環境の変化に対応した生産技術の改良・市場ニーズ等の分析結果の検証により、当地域での有効性が確認されれば、小型貝養殖の普及を推奨し、養殖過程での死滅等に係るリスク分散に努める。</p> <p>③ 未侵入疾病への対応</p> <p>漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。</p>
	<p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。</p> <p>① 異物混入防止の徹底</p> <p>わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。</p> <p>② 貝毒等の衛生対策、原因プランクトン発生状況の監視及び検査体制の強化</p> <p>二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。</p> <p>また、県と漁協は、貝毒プランクトンモニタリング調査の試験データ結果を検証し、現採取定点やサンプル数等の改変について有効性が確認されれば、新たな体制での調査を実行することとし、業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。</p> <p>③ ほたて加工製品の販売力強化</p> <p>第1期プラン実施期間中に改訂した「ホタテガイ取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安定的な出荷と安全性の担保された加工製品販売の両立を図り、ホタテ養殖業者の経営安定化に努める。</p>

④ 放射性物質の検査

風評被害の払拭を進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(5) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭り、また地域イベントである南三陸町の「牡蠣・わかめ祭り」や産業祭りなどにおいて產品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。

さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。

② 輸出に向けた取り組み

全漁業者及び漁協は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水流出により発生している風評被害の影響で、一部の国においては禁輸措置が継続しており、その対応が課題となっている。とりわけ、ほやについては、震災前は韓国向けの輸出が過半を占めており、その販路の回復・拡大が急務であることから、宮城県等と連携し、県産品の「安全・安心」(流通している商品は全て安全性を確認したものであること)を、説明会・商談会等、あらゆる機会を通じてPRする。

また、韓国輸出再開に向けた関係機関への積極的な働きかけを継続して実施する。

(6) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み

全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。

① 稚貝放流

あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を継続して図る。

② 磯焼けの防止

漁業者は養殖わかめ・こんぶの生産過程で発生した規格外品(切れ端等)を万丈かごまたは筒状網に入れてあわび・うにの生息域の海底に投下(給餌)し、あわび・うにを人為的に肥育し資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。また、関係機関と連携して磯焼けした漁場においてウニ駆除による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、駆除するウニについては、畜養・肥育した後、身入り等の状況を確認し、試験的な販売を行うことを検討する。

	これらの取組により、基準年より1.6%以上の漁業収入の向上を目指す
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取り組みにより、基準年より0.9%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）

4年目（平成34年度）所得9%向上

漁業収入向上のための取組	<p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な養殖経営を図る。</p> <p>① 担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。 ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。
--------------	---

② 収入の安定化

- ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。
- ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。

(3) 良質な養殖生産物の確保

全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。

① 漁場の有効活用・適正利用

わかめ・こんぶ、ほや、ほたての全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。

② 生産技術の改善・改良

ホタテガイ養殖における小型の地先種苗活用など漁場環境の変化に対応した生産技術の改良・市場ニーズ等の分析結果の検証により、当地域での有効性が確認されれば、小型貝養殖の普及を推奨し、養殖過程での死滅等に係るリスク分散に努める。

③ 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。

(4) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② 貝毒等の衛生対策、原因プランクトン発生状況の監視及び検査体制の強化

二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

また、県と漁協は、貝毒プランクトンモニタリング調査の試験データ結果を検証し、現採取定点やサンプル数等の改変について有効性が確認されれば、新たな体制での調査を実行することとし、業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。

③ ほたて加工製品の販売力強化

第1期プラン実施期間中に改訂した「ホタテガイ取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安定的な出荷と安全性の担保された加工製品販売の両立を図り、ホタテ養殖業者の経営安定化に努める。

④ 放射性物質の検査

風評被害の払拭を進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

	<p>(5) 販路の回復、拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。</p> <p>① 効果的なPR活動や販売の実施</p> <p>地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭り、また地域イベントである南三陸町の「牡蠣・わかめ祭り」や産業祭りなどにおいて商品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。</p> <p>さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。</p> <p>② 輸出に向けた取り組み</p> <p>全漁業者及び漁協は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水流出により発生している風評被害の影響で、一部の国においては禁輸措置が継続しており、その対応が課題となっている。とりわけ、ほやについては、震災前は韓国向けの輸出が過半を占めており、その販路の回復・拡大が急務であることから、宮城県等と連携し、県産品の「安全・安心」(流通している商品は全て安全性を確認したものであること)を、説明会・商談会等、あらゆる機会を通じてPRする。</p> <p>また、韓国輸出再開に向けた関係機関への積極的な働きかけを継続して実施する。</p> <p>(6) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。</p> <p>① 稚貝放流</p> <p>あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を継続して図る。</p> <p>② 磯焼けの防止</p> <p>漁業者は養殖わかめ・こんぶの生産過程で発生した規格外品(切れ端等)を万丈かごまたは筒状網に入れてあわび・うにの生息域の海底に投下(給餌)し、あわび・うにを人為的に肥育し資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。また、関係機関と連携して磯焼けした漁場においてウニ駆除による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、駆除するウニについては、畜養・肥育した後、身入り等の状況を確認し、試験的な販売を行うことを検討する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.6%以上の漁業収入の向上を目指す</p>
漁業コスト	1. 燃油コスト削減の取組

削減のための取組	<p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み 漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取り組みにより、基準年より0.9%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）

5年目（平成35年度）所得10.1%向上

取り組みの最終年度であり、前年度に引き続き行い、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行う。

漁業収入向上のための取組	<p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き、持続的な水産業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成 全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な養殖経営を図る。</p> <p>① 担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。 ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。 <p>② 収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとと
--------------	--

	<p>もに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。</p> <p>(3) 良質な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取組を行い、良質な養殖生産物の安定生産を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 漁場の有効活用・適正利用 <p>わかめ・こんぶ、ほや、ほたての全養殖業者は、いかだの管理や海底清掃などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 生産技術の改善・改良 <p>ホタテガイ養殖における小型の地先種苗活用など漁場環境の変化に対応した生産技術の改良・市場ニーズ等の分析結果の検証により、当地域での有効性が確認されれば、小型貝養殖の普及を推奨し、養殖過程での死滅等に係るリスク分散に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 未侵入疾病への対応 <p>漁協は、適正密度での生産指導を実施する。漁業者は宮城県により発出されたガイドライン等を遵守するとともに、宮城県の研究機関などの指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。</p> <p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 異物混入防止の徹底 <p>わかめ・こんぶ養殖業者は、共販品及び製品に対する目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 貝毒等の衛生対策、原因プランクトン発生状況の監視及び検査体制の強化 <p>二枚貝を生産する漁業者及び漁協は、貝毒等にかかる検査頻度の向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。</p> <p>また、県と漁協は、貝毒プランクトンモニタリング調査の試験データ結果を検証し、現採取定点やサンプル数等の改変について有効性が確認されれば、新たな体制での調査を実行することとし、業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ ほたて加工製品の販売力強化 <p>第1期プラン実施期間中に改訂した「ホタテガイ取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安定的な出荷と安全性の担保された加工製品販売の両立を図り、ホタテ養殖業者の経営安定化に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 放射性物質の検査 <p>風評被害の払拭を進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。</p> <p>(5) 販路の回復、拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 効果的なPR活動や販売の実施
--	--

	<p>地産地消においては、地元買受人などと連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭り、また地域イベントである南三陸町の「牡蠣・わかめ祭り」や産業祭りなどにおいて產品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。また、前期プラン期間から実施している都内の宮城県アンテナショップでの販売や首都圏でのPR活動、飲料メーカー・自動車部品メーカー等の異業種の企画するイベント等への参加についても継続して実施するよう努める。</p> <p>さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。</p> <p>② 輸出に向けた取り組み</p> <p>全漁業者及び漁協は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水流出により発生している風評被害の影響で、一部の国においては禁輸措置が継続しており、その対応が課題となっている。とりわけ、ほやについては、震災前は韓国向けの輸出が過半を占めており、その販路の回復・拡大が急務であることから、宮城県等と連携し、県産品の「安全・安心」（流通している商品は全て安全性を確認したものであること）を、説明会・商談会等、あらゆる機会を通じてPRする。</p> <p>また、韓国輸出再開に向けた関係機関への積極的な働きかけを継続して実施する。</p> <p>(6) 磯根資源の維持・確保に向けた取り組み</p> <p>全漁業者および漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。</p> <p>① 稚貝放流</p> <p>あわびについては、健全な稚貝の安定的確保が課題となっていることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努めることとし、漁業者と協力して放流稚貝数を増やすことで漁獲数量の増大を継続して図る。</p> <p>② 磯焼けの防止</p> <p>漁業者は養殖わかめ・こんぶの生産過程で発生した規格外品（切れ端等）を万丈かごまたは筒状網に入れてあわび・うにの生息域の海底に投下（給餌）し、あわび・うにを人為的に肥育し資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。また、関係機関と連携して磯焼けした漁場においてウニ駆除による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、駆除するウニについては、畜養・肥育した後、身入り等の状況を確認し、地域イベント等での試験的な販売を目指す。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.9%以上の漁業収入の向上を目指す</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p>

	<p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み 漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取り組みにより、基準年より0.9%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、二枚貝資源緊急増殖対策事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）

(5) 関係機関との連携

プランの取組を確実に実施し、効果が最大限に発揮できるよう、水産庁、宮城県（水産担当部署・地方出先機関・試験研究機関）、関係市町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業共済組合、その他地元研究機関等より指導協力を仰ぐこととする。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上10.1%以上	基準年	漁業所得
	目標年	平成35年度：漁業所得

基準年の漁業所得は達成状況中間報告に記載した平成25年度（前期基準年）から平成29年度所得額の5中3平均より算出

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

別添資料参照

(3) 所得目標以外の成果目標

わかめの販売単価の向上

販売単価の向上1.9%以上	基準年	平均単価 208.5円／kg
	目標年	平成35年度：平均単価 212.6円／kg

基準年の平均単価は達成状況中間報告に記載した平成25年度（前期基準年）から平成29年度所得額の5中3に該当する年度の平均より算出

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

別添資料参照

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業共同利用施設復旧整備事業	東日本大震災により被災した流通・加工施設等の整備等。
漁業者保証円滑化対策事業	漁業経営改善のための取り組みに活用する。

浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）	ワカメやホヤ、ホタテガイ養殖業に係る共同利用施設等の整備のために活用する。
漁業人財育成総合支援事業	担い手確保にかかる取り組みの推進のために活用する。
二枚貝資源緊急増殖対策事業	二枚貝資源管理のため活用する。
水産多面的機能発揮対策事業	磯焼け対策のために活用する。
水産物供給基盤機能保全事業	安定した生産基盤確保のための漁港施設機能の維持保全のための取り組みに活用する。
漁港施設機能強化事業	安定した生産基盤確保のための漁港施設の機能強化にかかる取り組みに活用する。
水産流通基盤整備事業	水産物の衛生管理・安定供給・付加価値向上のための基盤強化対策にかかる取り組みに活用する。
農山漁村地域整備交付金	漁港の整備により効率的で安全な漁業活動を確保するために活用する。
漁業経営セーフティーネット構築事業	燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支えに活用する。
みやぎの「食」ブランド復興支援事業	P R活動実施のため活用する。